

名監第 125 号
令和8年2月6日

請求人 ○○ ○○ 様

名取市監査委員 沼倉 雅枝

名取市監査委員 菅原 和子

住民監査請求に基づく監査結果について(通知)

令和7年12月16日付けで提出のあった名取市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第5項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり通知します。

記

第1 請求の要旨

請求人から令和7年12月16日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は、次のとおりと解される(同月24日補正した措置請求書提出)。

名取市(以下「市」という。)が、学校法人○○○○(以下「本件学校法人」という。)に対し本件学校法人が所有する固定資産に対する固定資産税(平成31年度ないし令和7年度分)の賦課及び徴収を怠っていることは違法又は不当であるから、必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

そして、令和元年第1期分ないし令和2年第3期分の固定資産税について、徴収権が時効消滅し、納税義務者である本件学校法人から徴収し得なくなったことは、市長が故意又は過失によって、違法又は不当に非課税措置を継続してきたことによるものであるから、当該損害は市長がその賠償の責任に任ずるのが相当である。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件請求について、内容の要旨から、調査対象事項を次の2点に整理して監査を実施する。

- (1) 平成31年度から令和7年度までの本件学校法人が所有する固定資産に対する固定資産税の賦課及び徴収を怠っている事実があるか。
- (2) その事実がある場合、損害の補填をすべきかどうか。

なお、監査請求の期間について、本件請求は怠る事実に関するもので、期間制限が及ばないため、期限徒過の問題はない。

2 請求人による陳述の概要

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和8年1月13日証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は新たな証拠を提出するとともに、陳述において、請求内容の補足として、次のように主張した。

- (1) 議会における質問と答弁の内容の中で、間違いなく当該固定資産に係る公金の賦課徴収が行われていないということが継続されているということの根拠となる会議録(※)がある。

※議会会議録：令和5年12月11日、令和6年12月9日

- (2) 名取市水道事業所に対して、本件学校法人との間での水道の使用開始申込書と使用中止届出書の文書開示請求を行ったところ、行政文書の不存在が決定された。水が通っていないし、契約さえされていない。

水道の契約がなされていないということは、下水道もないということになるので、水が出ないし、トイレで水も流せない施設だということになる。

※証拠書類の提出：名取市水道事業所「行政文書不存在決定通知書」

3 監査対象部局における関係人調査の概要

監査対象事項について、総務部税務課から事情を聴取するとともに、関係書類等の監査を行った。

- (1) 平成31年度分の減免については、名取市市税条例第71条第1項第4号（「特別の事由があると認められる固定資産」について、市長が必要と認める場合には、固定資産税を減免する。）により、本件学校法人からの「利用規定」及び「利用計画書」の提出があったこと及び地域還元の意向が示されており公益性があるといったことから、総合的に市長が判断したものであった。

(2) 令和2年度の非課税処分については、「直接教育の用に供する」の解釈としては、学校教育の目的とする教育活動が行われることが常態とすることを意味する。もっとも、その使用が教育のためのみであれば、継続的である必要はなく（固定資産税逐条解説（財団法人 地方財務協会）を参照）、本件学校法人から提出される「活動実績報告書」から本件固定資産はいつでも使える状態にある「常態」と判断した。

(3) 令和5年12月11日に行われた定例議会において、非課税措置の適用に疑義が生じた場合には、調査等により適正に対応する旨、市長は答弁しているが、これは本件学校法人のみならず、学校法人全般に対して確認するという意味であった。

そのため、基本的には、これからの課税として捉えたため、令和7年度からの課税とした。

調査して課税するには、時間的な制約があった。また、令和6年度以前について、市及び本件学校法人の主張を挙証するのは難しい状況であり、過去に遡ることは考えなかった。

(4) 令和2年度から令和6年度までの5年間の課税に係る現地調査は、未実施であった。現地調査に代えて航空写真を活用した調査は、本件学校法人に限らず市内全般の固定資産の土地の評価では一般的なものであったため、併せて、「活動実績報告書」の検討を組み合わせ確認してきた。

(5) 令和6年内において、令和5年12月11日に行われた定例議会での疑義・問題提起を受けて、全ての学校法人を確認したところ、本件については調査の必要があると判断し現地調査等を行った。

その結果、従来まで本件学校法人が市内に所有する固定資産のすべてを非課税としてきたところ、見直しが必要な状況となり、これまで続けてきた非課税措置の一部変更を市長を交えて協議し検討した。

(6) 令和7年8月の現地調査報告書で、3施設が常時利用可能な整備が行き届いていないものと見受けられたとあるが、令和7年1月1日賦課期日においては、令和6年中は3施設が使われていたという判断だった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項に関し、請求人から提出された本件監査請求及び関係職員

調査並びにこれらに係る法令等から、次の事実を確認した。

(1) 固定資産税の非課税及び減免に関する法令等

ア 地方税法における非課税に関する規定

地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項では、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。」とし、具体的に同項第9号において「学校法人又は私立学校法第152条第5項の法人(中略)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産(後略)」と規定している。

イ 名取市市税条例における非課税に関する規定

名取市市税条例(昭和30年名取市条例第26号)第56条では、「法第348条第2項第9号(中略)の固定資産(中略)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、(中略)申告書を、(中略)市長に提出しなければならない。」と規定している。

ウ 名取市市税条例における非課税適用外の場合の所有者の申告に関する規定

名取市市税条例第59条では、「法第348条第2項第3号、第9号(中略)の固定資産として同項本文の規定の適用を受けていた固定資産について、当該各号に掲げる用途に供しないこととなった場合(中略)においては、当該固定資産の所有者は、その旨を直ちに市長に申告しなければならない。」と規定している。

エ 地方税法における減免に関する規定

地方税法第367条では、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定している。

オ 名取市市税条例における減免に関する規定

名取市市税条例第71条第1項では、「市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、

その所有者に対して課する固定資産税を減免する。」とし、同項第4号において「前3号に定めるものを除くほか、特別の事由があると認められる固定資産」と規定している。

カ 地方税法における更正、決定等の期間制限に関する規定

地方税法第17条の5第5項では、「(前略)固定資産税(中略)に係る賦課決定は、(中略)、法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない。」と規定している。

(2) 本件請求に関する非課税及び減免の状況

ア 非課税及び減免の実績

(ア) 平成31年度について

当初は本件学校法人より固定資産税の非課税申告書が提出されたが、現地調査等の結果、賦課期日時点の施設整備状況からは学校教育の用に供されている実態が認められず、法に規定する非課税要件には該当しないものと判断した。

その後、固定資産税の減免申請書が提出され、名取市市税条例第71条第1項第4号「前3号に定めるものを除くほか、特別の事由があると認められる固定資産」の規定に基づき減免することとした。

特別の事由として、本件固定資産を取得した時期が平成30年10月29日と賦課期日まで間がなく、学校教育の用に供するための整備を行うことが時期的に不可能であったこと、次年度である平成31年4月には、学校教育の用に供するための整備が行われ、学校教育に直接供することが可能となり、地方税法第348条第2項第9号に該当し、非課税の対象となることが見込まれた。

また、当該固定資産をスポーツ団体等へ開放するなど地域還元にも使用するという意向を確認し、公共的な意義を鑑み、特別な事由があると判断した。

(イ) 令和2年度について

地方税法第348条第2項第9号は、学校法人がその設置する学校において直接教育の用に供する固定資産については、固定資産税が非課税となる。そして、本条に規定する「直接教育の用に供する」の解釈としては、学校教育の目的とする教育活動が行われることが常態とすることを意味する。もっとも、その使用が教育のためのみであれば、継続的である必要は

なく(固定資産税逐条解説)、活動回数の多寡で該当性を否定するものではない。

以上を前提に、本件学校法人より提出された「活動実績報告書」により、除草等の施設整備をはじめ、複数回の遠征を伴う部活動や東北研修旅行など、多岐にわたる教育活動が展開されているとし、本件固定資産は賦課期日において教育活動のために利用することを常態とするものと認められるため、法に規定する非課税要件に該当するものと判断し非課税とした。

(ウ) 令和3年度について

本件学校法人より提出された「活動実績報告書」によれば、新型コロナウイルス感染症の影響により運動部の活動が大幅に縮小され、施設利用が困難な状況にあったことが確認された。一方で、前年度と同様に東北研修が行われた。そして、本件学校法人がスポーツトラックを購入し、これを利用して、多目的グラウンド、テニスコート、旧愛島球場が地元スポーツクラブの協力を得て、施設自体はいつでも教育活動が再開できるよう適切に維持・管理されていることが確認された。

このような社会情勢を伴う学校教育を取り巻く特殊な事情及び施設の管理実態を総合的に鑑み、本件固定資産については前年度に引き続き、教育活動のために利用することを常態とするものと認め、継続して非課税とした。

(エ) 令和4年度について

本件学校法人より提出された「活動実績報告書」によれば、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、校外活動に厳しい制約がある状況下ではあったが、男子野球部による東北遠征の実施に伴い、当該施設において練習試合が行われたことを確認した。また、学校としての活動に加え、仮設トイレの増設や一部施設への電気引き入れ工事を実施するなど、教育環境の向上に向けた一層の施設整備が図られていることが報告され、地元のスポーツ団体と連携した維持管理体制も継続されていた。

以上から、本件固定資産は教育活動のために利用することを常態とし、今後に向けた整備も着実に進められているものと認められるため、賦課期日において非課税とした。

(オ) 令和5年度について

新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、施設整備及び施設利用が

全く行えない状況であったため、活動実績報告書も作成できず、提出されなかった。

しかしながら、依然として特殊な状況下であることを鑑み、前年度に引き続き、継続して非課税とした。

(カ) 令和6年度について

本件学校法人より提出された「活動実績報告書」によれば、新型コロナウイルス感染症の影響は収束に向かっていたものの、その反動による過密な教育スケジュールの影響で、当初予定していた施設利用が困難な状況にあったことが認められた。

そのような制約下においても、女子サッカー部による2日間の練習が実施されており、施設は依然としていつでも教育活動が再開可能な状態に維持・整備されていた。

令和5年12月11日に行われた定例議会において、本件学校法人の所有する固定資産の課税関係について質疑がなされ、市長は、学校法人全般について、非課税の適用に疑義が生じた場合は、調査等により適正に対応する旨答弁した。

このことを受け、各学校法人の現状を確認したところ、本件学校法人所有の固定資産については、施設の整備状況に疑念があり、改めて調査する必要があると判断した。

他方で、賦課期日においては、市による現地調査が未了であったことや前年度に現に教育活動に供していたことが認められたため、同時点では、課税処分を行うに足りる根拠に乏しいと判断した。

具体的には、仮に、整備が不十分であり、学校教育の用に供されていないと判断される場合であっても、客観的にどの時点から学校教育の用に供されなくなったのかを把握することが困難であることを踏まえて前年度に引き続き非課税とした。

(キ) 令和7年度について

令和6年内に現地調査を実施したところ、全6施設のうち3施設については、賦課期日において使用可能な整備状況にもないことが判明し、非課税要件を満たさないものと判断した。

一方、「活動実績報告書」により、残りの3施設では、利用が可能な程度に整備がなされていることが確認されたため、いつでも教育の用に供することが可能であったことから、従来どおり、本件固定資産のうち、当該施設部分については、賦課期日において教育活動のために利用することを常

態とするものと認められるものと判断した。

これらを踏まえ、各施設の利用実態に基づき客観的な按分率(敷地の面積比を踏まえて、学校教育の用に供されている施設の面積が、総面積の45%であったことから、按分率を55%と評価した。)を算出し、全固定資産の総税額に乗じて課税額を決定し、一部課税処分とした。

2 監査委員の判断

(1) 地方税法第348条第2項第9号の非課税要件(「直接保育又は教育の用に供する固定資産」)又は減免に該当するか否かについて

ア 請求人が例示する裁判事例について

請求人は、

(ア) 地方税法348条2項9号の非課税要件である「直接保育又は教育の用に供する固定資産」は、その文理に即して厳格に解釈されるべきであり、現に遊戯や食事その他学校教育の目的とする保育活動又は教育活動が実施されることが常態とされている固定資産をいい、ここにいう「常態」とは、当該固定資産が間接的又は一時的にそのような活動の用に供されることがあるというのでは足りないものと解するのが相当である。

(イ) 地方税法348条2項各号所定の固定資産であっても、当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合においては固定資産税を課する旨を定める同条3項の規定に照らすと、そのような固定資産に該当するか否かは、固定資産税の賦課期日における当該固定資産の使用の実態に基づいて判断するのが相当である。

という東京地裁平成29年1月24日判決を取り上げている。

この判決は、「地方税法348条2項9号の趣旨は、学校法人等の有する公益的な性質及び学校教育において果たす重要な役割に鑑み、学校法人等が直接保育又は教育の用に供する固定資産について、政策的な観点から、例外的に固定資産税を非課税とすることであり、固定資産税の賦課決定は賦課期日を基準としてされるものであることも考慮すれば、賦課期日において、当該固定資産の使用の実態としていまだ保育活動又は教育活動が常態として行われていない場合には、同号の適用を受けるものではないと解すべきであるとしている。そのことから、本件各土地は、本件賦課期日においては新園舎建築工事中で園庭として使用される状態にあったものと認めることはできない、また本件各土地において行事が行われたことや園児らが散歩の一環として時折本件各

土地に行くことがあったことは認められるものの、これらは、いずれも一時的な保育活動又は教育活動が行われていたことを示すものにすぎず、これらをもって本件各土地において保育活動又は教育活動が実施されることが常態であったと評価することはできない。以上によれば、本件各土地が、本件賦課期日において、地方税法348条2項9号の非課税要件である「直接保育又は教育の用に供する固定資産」に該当するということとはできない」とした裁判例である。

イ 本件学校法人の市内に所有する固定資産を非課税又は減免としたことが、法令等に則った処理に該当しているかについて

(ア) 請求人から提出された資料によると、平成30年12月15日付で、本件学校法人より「固定資産税非課税申告書」の提出があった。

これを基に、市が本件学校法人の使用実態等を客観的な資料に基づき把握した上で、適正になされていたか否かを検討する。

① まず、本件固定資産の平成31年度固定資産税の課税においては、平成30年12月に現地調査を行っており、学校教育のためのスポーツ研修施設としての用に供されていないため非課税の適用は行われなかった。その後本件学校法人より「固定資産税減免申請書」が提出された。本件学校法人から提出のあった「利用規定」及び「利用計画書」が、地域還元の意向を示していたので公益性があるといったことから、名取市市税条例第71条第1項第4号「特別の事由」があると判断し全額減免にしていた。

「特別の事由」としている本件固定資産を取得した時期(平成30年10月29日)と賦課期日の期間が短いことは、通常の不動産取引で発生することであり、本件学校法人にのみ取得日と賦課期日の期間を考慮することは、課税の公平性を目的に賦課期日を明確にしている地方税法第359条「固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の1月1日とする。」の規定から乖離している。

また、スポーツ団体等へ開放するなど地域還元をもって公益性があるとすることに疑念も残るが、それも賦課期日での事実ではない。

平成31年1月1日時点においては、「利用計画書」の計画はあくまでも将来の計画であって、固定資産の賦課期日時点のものではなく、固定資産税の減免に何ら考慮すべきものではない。

そういった観点からすると、市が説明する「特別な事由」は不十分なものであると判断する。

② 次に、令和2年度から令和6年度までの固定資産税については、請求

人及び監査対象部局である総務部税務課から提出された活動報告等の資料などから、本件学校法人が所有する固定資産においては、東北遠征時の部活動や東北研修旅行等に数日利用することがあったことは確認できた。

確認できた事実は、本件学校法人提出の非課税申告書に添付の「利用計画書」に記載された利用予定日数年間96日と比べると、大幅に利用状況が少ないものであった。

さらに、水道の使用開始申込を行っておらず、常時水道利用が可能な状態ではなかった。

このことについて、東京地裁平成25年2月6日判決では、「固定資産税の賦課期日における現況において、当該学校において教科の履修その他学校教育の目的とする教育活動が実施されることを常態としている固定資産をいい、ここにいう「常態」については、当該固定資産において上記のような活動が不断に実施されている場合に限られるものではないが、間接的又は一時的にそのような活動の用に供されることがあるというのでは足りず、また、それにおいて実施される活動の主たるものが上記のような活動であることを要するものと解するのが相当である。」としている。

さらに、前述した東京地裁平成29年1月24日判決では「賦課期日において、当該固定資産の使用の実態としていまだ保育活動又は教育活動が常態として行われていない場合には、同号の適用を受けるものではないと解すべき」としている。

これらのことを総合的に鑑みれば、本件固定資産においては一時的な教育活動が行われていたということはできるが、教育活動が実施されることが「常態」であったと評価することはできない。

なお、本件固定資産の一部を地域団体が共同利用することは、「直接保育又は教育の用に供する固定資産」には当たらず、また、地域団体が一部施設の維持管理を行っていた事実は認められるものの、当該事実は固定資産税の非課税要件の判断に何ら影響を及ぼすものではない。

- ③ また、令和7年度の固定資産税についても、請求人及び総務部税務課から提出された令和6年の活動報告の資料では、高校野球部が東北遠征の際に1日のみ基礎練習を行ったというものであって、一時的な利用であると言わざるを得ず、保育活動又は教育活動が実施されることが「常態」であったと評価することはできない。

以上のことにより、本件学校法人が市内に所有する固定資産について固定資産税を減免又は非課税としたことは、適正な公金の賦課徴収を怠る状況である。

地方税法第17条の5の規定により、地方税の更正・決定の期間制限は、5年であるので、期間制限の年度まで適正に課税権を行使し、固定資産税を賦課徴収すべきであると判断する。

(2) 市長の賠償責任について

民法(明治29年法律第89号)の賠償責任は、故意又は過失が要件となっている。

本件を検討すると、平成31年度の固定資産税の減免については、本件学校法人から提出された「利用計画書」を依拠として将来非課税になるという予測から判断し、特別な事由を拡大解釈した点に問題がある。ただし、本件学校法人の担当者と同行し現地調査を行った上で「利用計画書」を見て検討し、決定していることから、特別な事由が不十分であったとはいえ、故意又は過失とまでは断定できない。

また、令和2年度の固定資産税においても、同様に「利用計画書」に基づいて判断を行っていた。本来であれば、現実には教育の用に供されているかを確認・検証すべきであった。

本来は非課税ではなく課税対象とすべき事案であったが、本件学校法人から提出された書類に基づき判断を下したという経緯があったことや、名取市市税条例第59条の規定により非課税適用外の場合の所有者の申告義務に照らし「利用計画書」が実際の活動内容と異なるのであれば、所有者から非課税申告を取り下げる旨の申告が必要であったことを鑑みると、故意又は過失とまでは言い難い。

以上のことにより、法令等の解釈が不十分であったと判断するが、市長に損害賠償請求をすることはできないものと判断し、請求人の主張する平成31年度課税分及び令和2年度課税分に係る時効消滅に対する損害賠償請求については、棄却する。

第4 結論

以上のことから、本件請求については、請求の内容を審査した結果、請求人の主張について一部理由があると認められるので、地方自治法第242条第5項の規定により、市長に対して次のとおり勧告し、その余の損害賠償に関する請求については棄却する。

1 勧告

学校法人〇〇〇〇に対し、本件学校法人が所有する固定資産に対する固定資産税について、現時点で時効消滅していない令和3年度から令和7年度まで非課税措置を講じた固定資産税については当該措置を遡及して取り消した上で課税するとともに、令和7年度から新たに課税対象とした固定資産については令和3年度まで遡及して課税を行うよう求める。

また、措置についての期限は、令和8年5月7日とし、期限までに措置を講じたときは、その旨を通知されたい。

2 監査委員からの意見や要望

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員として次のとおり意見及び要望する。

(1) 地方税法第348条第2項各号の規定に基づき、非課税認定している固定資産であっても、当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合には固定資産税を課する旨を定める同条第3項の規定に照らすと、そのような固定資産に該当するか否かは、固定資産税の賦課期日における当該固定資産の使用の実態に基づいて判断するのが相当(東京地裁平成29年1月24日判決)とされていることから、航空写真や所有者からの活動実績報告に依拠するだけでなく、毎年、現地調査等を通じて施設の利用実態を的確に把握し、適正な課税又は非課税を判断するよう要望する。

(2) 併せて、固定資産税の非課税要件の解釈に誤りが生じないよう、裁判事例の検討や非課税要件の精査を通じて職員の理解を深め、今後の固定資産評価において公平かつ適正な判断を継続されるよう要望する。